

## 魚津市告示第21号

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月23日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団員 魚津市消防団規則（昭和43年魚津市規則第3号）に基づき組織された魚津市消防団に所属する消防団員をいう。
- (2) 準中型免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。
- (3) 普通免許 法第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。
- (4) A T限定解除 法第91条の規定により、運転できる自動車の種類が自動変速機付きのものに限られている者が、その解除を行うことをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、団員の確保及び消防活動の円滑な遂行と充実強化を図るため、団員が準中型免許の取得（A T限定解除を含む。以下同じ。）に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる団員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者
- (2) 補助金の交付申請をする日において、団員である者

- (3) 団員の所属する分団長が推薦する者
  - (4) 準中型免許の取得後、5年以上団員として活動することを誓約する者
  - (5) 規則附則第2項に規定する市税等の滞納がない者
  - (6) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、団員が準中型免許の取得に要する経費のうち、次に掲げる経費を合算した額とする。ただし、合算した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 自動車教習所（以下「教習所」という。）の入所に要する経費
- (2) 教習所における自動車の運転に関する技能及び知識の教習に要する経費（補習、再試験等の追加経費を除く。）
- (3) 教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
- (4) 運転免許センターにおける試験及び講習費用並びに免許証交付に要する経費（補習、再試験等の追加経費を除く。）
- (5) その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、準中型免許の取得に要する経費に対し、この要綱によらない補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助金の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団員は、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 準中型免許の取得に要する経費の見積書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、準中型免許の取得の日から5年以上団員として活動すること。
- (2) 交付決定者は、準中型免許の取得を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 交付決定者は、準中型免許の取得が予定の期間内に完了しないとき、又は準中型免許の取得の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消したときは、これに従うこと。

(5) 交付決定者は、市長が補助金の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。

(変更等承認の申請等)

第8条 交付決定者は、申請の内容を変更しようとするときは、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請があったときは、内容を審査し、変更の承認をするときは、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、準中型免許の取得の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに、魚津市消防団員準中型免許取得費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 準中型免許の取得後の自動車運転免許証の写し

(2) 準中型免許の取得に係る経費の領収書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金額の確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 当該年度内に準中型免許の取得ができなかったとき。
  - (4) 準中型免許の取得の日から5年以上団員として活動できなかったとき。
  - (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項第4号に該当し補助金を返還する場合の額は、受けた補助金額を5で除した金額に、準中型免許の取得の日から団員として活動した年数を乗じた金額を差し引いた額とする。この場合において、団員として活動した年数が1年に満たない年があるときは、その年は団員として活動した年数に含めないものとする。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

魚津市長

あて

申請者 魚津市消防団 分団  
住所  
氏名  
電話番号

## 魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書

準中型免許の取得に係る補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、申請にあたり準中型免許の取得後、5年以上魚津市消防団員として活動することを誓います。

## 記

1 交付申請額	円
2 取得経費の総額	円
3 取得免許の種類	※どちらかに○印 ( ) 準中型免許 ( ) 準中型免許（A T 限定解除含む。）
4 取得予定年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 自動車運転免許証の写し (2) 準中型免許の取得に要する経費の見積書等の写し (3) その他市長が必要と認める書類

上記のとおり、所属団員を補助金申請者として推薦します。

魚津市消防団 分団  
分団長

様式第2号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付（不交付）  
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市消防団員準中型自動車免許  
取得費補助金について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知し  
ます。

年 月 日

魚津市長



- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) 準中型免許の取得の日から5年以上団員として活動すること。
  - (2) 準中型免許の取得が予定の期間内に完了しないとき、又は準中型免許の取得の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (3) 市長が補助金の交付決定を取り消したときは、これに従うこと。
  - (4) 市長が補助金の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- 3 不交付の場合その理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 魚津市消防団 分団  
住所  
氏名  
電話番号

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等承認申請書

年 月 日魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、次のとおり変更等したいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

様式第4号（第8条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等承認通知  
書

年 月 日魚津市指令 第 号で交付決定のあった、魚津市  
消防団員準中型自動車免許取得費補助金に係る変更等について、次のとおり  
承認したので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 承認の内容



年 月 日

魚津市長

あて

申請者 魚津市消防団 分団  
住所  
氏名  
電話番号

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書

年 月 日魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 準中型免許取得経費 金 円
- 3 準中型免許取得日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 取得した準中型免許証の写し
  - (2) 準中型免許の取得に係る経費の領収書等の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号 (第 10 条関係)  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

魚津市長



交付確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書

年 月 日

魚津市長

申請者 魚津市消防団 分団  
住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付けで額の確定のあった魚津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			